

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営理念の一節に掲げている「株主、取引先をはじめ、全ての協力者との相互繁栄を期す」という考えのもと、「透明性」「客観性」「健全性」を確保した迅速かつ確かな経営により、企業価値の最大化を実現することを、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としています。

こうした考えから、社会・経済動向や経営等の分野に関する高い見識や豊富な経験を有する社外取締役を選任しています。また、会社の機関設計に関し、監査等委員会設置会社を選択することにより、職務執行に対する監督機能の強化を

図りつつ、意思決定の機動性を高めています。

業務執行については、執行役員制度の導入により、監督・意思決定機能と業務執行機能を分離することで、迅速かつ効率的な業務執行を着実に遂行できる体制を構築しています。さらに、ビジネスユニットを単位として収益責任を明確にする「分社化経営」を推進することで、個別の事業・オペレーションを徹底的に強化するとともに、本社組織である社長室と管理統轄本部で統制しています。

コーポレート・ガバナンス体制の状況

当社は、取締役の職務執行を監督する取締役会、取締役の職務執行を監査する監査等委員会を有し、監督・意思決定機能と業務執行機能を分離した執行役員制度によるコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

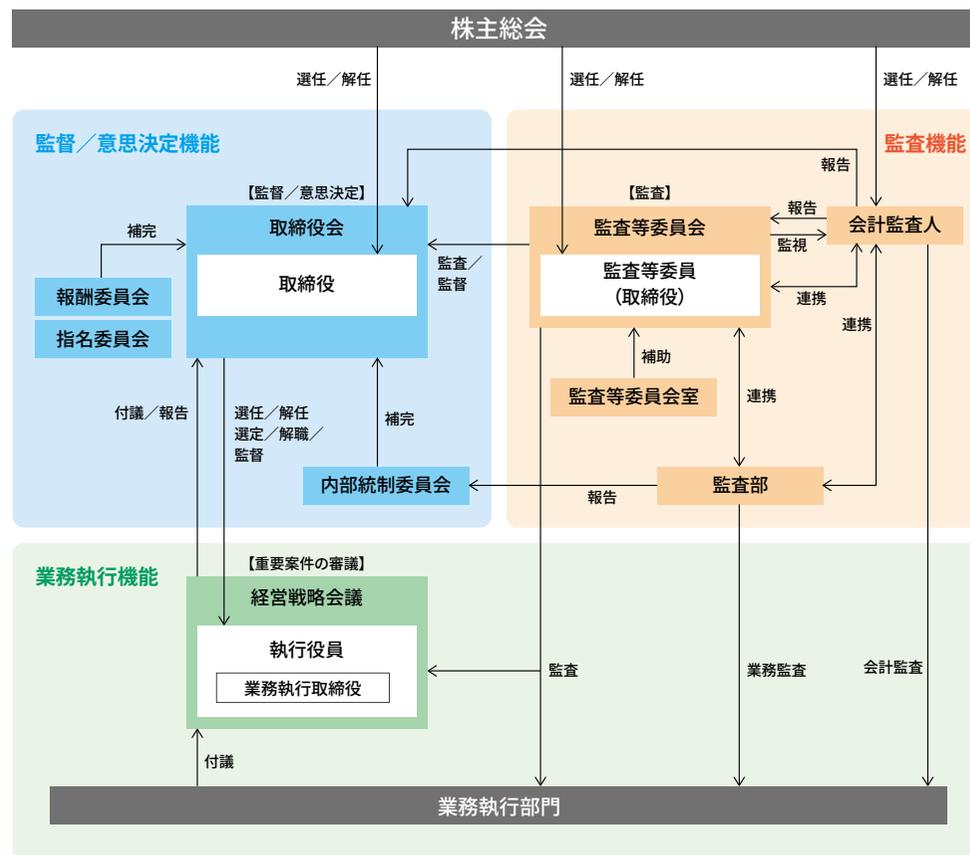
取締役会は、法令で定められた事項や経営に関する重要項目を決定するとともに、業務執行の状況を監督しており、原則毎月開催しています。なお、取締役会の諮問機関として、内部統制委員会、報酬委員会及び指名委員会を設置しています。

取締役会のほかに、全社的な経営及び業務運

営に関する重要な事項について審議する機関として執行役員を構成員とする経営戦略会議を設置し、適宜開催することで、経営の迅速な意思確認を行っています。

監査等委員会は3名の監査等委員である取締役で構成されており、全員が専門的な高い知見を有する社外取締役です。そのうち2名は独立役員であり、2名は常勤の監査等委員です。監査等委員会は、代表取締役、取締役及び会計監査人、さらには内部監査部門長などと定期的に意見交換を行い、業務執行の適法化・適正化・効率化に努めています。

当社のコーポレート・ガバナンス体制 (2018年6月20日現在)



社外取締役

(2018年6月20日現在)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
呂旭東	○		<p>同氏は、2010年まで当社の親会社である鴻海精密工業股份有限公司(以下、「鴻海」と言います)の使用者であり、同社の子会社であるフォックスコン・ジャパン株式会社において、2014年1月まで取締役、2017年6月まで監査役に就任しておりました。また、同氏は、2010年12月から2017年7月まで鴻準精密工業股份有限公司の使用者(経理責任者)でありましたが、同社は、当社の主要株主であるFOXCONN TECHNOLOGY PTE. LTD.の親会社、かつ、当社の親会社である鴻海の関連会社です。</p> <p>なお、鴻海が当社の親会社に該当するとの判断は、日本の法令・会計基準に照らし、当社が認識する事実に基づき判断したものです。日本以外の法令・会計基準において、親会社に該当すると判断したものではありません。</p>	<p>同氏は、長年に亘り、経理業務に携わっており、また、堺ディスプレイロダクト株式会社において監査役として監査を行ってきたことなどから、当社の社外取締役として適任であると判断いたしました。</p>

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
姫岩康雄	○	○	<p>同氏は、2016年6月まで当社の会計監査人であった有限責任あずさ監査法人に所属していました。</p>	<p>長年に亘り、公認会計士としての業務に携わっており、豊富な経験と幅広い知識を有していることなどから、当社の独立社外取締役として適任であると判断いたしました。</p> <p>なお、同氏は、2016年6月まで当社の会計監査人であった有限責任あずさ監査法人に所属していましたが、その間、当社の業務に携わっておらず、また、既に同監査法人から退任されています。また同監査法人の売上のうち当社の同監査法人に対する報酬の割合(依存度)は1%未満であって、かつ、同監査法人は既に当社会計監査法人を退任しています。従いまして、同氏の独立性に影響するものではありません。</p>
青木五郎	○	○	—	<p>長年に亘り、警察関係の要職を歴任されるとともに、内閣官房や外務省にも勤務されたほか、警察庁において国際捜査協力や条約締結交渉に従事されるなど、国際・渉外案件等にも豊富な経験を有しておられます。このような経験・知見を活かし客観的な視点から助言・監督をいただけることから、社外取締役(監査等委員)に適任であると判断いたしました。なお、同氏は現在公益財団法人日本道路交通情報センターの業務執行理事であります。2018年6月に退任、同氏の独立性に影響するものではありません。</p>

コーポレート・ガバナンス

インセンティブ関係

ストックオプション制度の導入

当社は、会社業績に対する責任及びインセンティブの向上を目的として、ストックオプション制度を導入しています。2018年6月20日開催の株主総会において、社内取締役、社外取締役、従業

員、子会社の取締役、子会社の執行役、子会社の監査役、子会社の従業員、その他に、合計10,000個(1,000,000株)の範囲内で付与することなどを決めました。

取締役報酬関係

個別の取締役報酬の開示状況と報酬の額またはその算定方法の決定方針

当社は、個別報酬の開示を行っていません。2017年度における当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は238百万円(9名。期中に退任した取締役5名を含む)、監査等委員である取締役45百万円(3名)、監査役15百万円(期中に退任した監査役4名)でした。

取締役(監査等委員である取締役を除く)報酬等については、2018年6月20日開催の定時株主総会決議をもって、金銭報酬を併せた金銭による報酬枠を事業年度当たり5億円以内、ストックオプションとしての新株予約権を1,500個以内(金額にして3億円以内)としています。なお、取締

役(監査等委員である取締役を除く)の金銭報酬については、株主総会で支給総額について承認を得た上で、その範囲内において取締役会の委任を受けた報酬委員会が決定します。

監査等委員である取締役については、2018年6月20日開催の定時株主総会決議をもって、金銭報酬を併せた金銭による報酬枠を事業年度当たり1億円以内、ストックオプションとしての新株予約権を300個以内(金額にして6,000万円以内)としています。

監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会で支給総額について承認を得た上で、監査等委員の協議により決定します。

内部統制システムの整備

当社は、2006年5月に「内部統制に関する基本方針」を取締役会で決議し(2017年6月に一部改定)、これらに基づき内部統制システムの整備・運用に取り組んでいます。取締役会の諮問機関である内部統制委員会では、内部統制及び内部監査に関する基本方針や内部統制システム関連諸施策の整備・運用の状況などを審議し、取締役会に報告または付議すべき事項を決定しています。また、全社的に内部統制を推進する部門が、執行部門の内部統制を統轄しその推進に取り組むとともに、内部監査部門である監査部が、業務執行の適正性及び経営の妥当性、効率性などの監査を通じて、業務・経営改善の具体的な提言を行い、内部統制の充実を図っています。

グループ全体のコンプライアンスについては、

企業の行動原則として「シャープグループ企業行動憲章」、全役員及び従業員の行動規準として「シャープ行動規範」を制定しており、Webでの掲載や職位別の研修を通じて、その遵守を徹底しています。また、コンプライアンス基本規程に基づいて、全社のコンプライアンス推進体制を整備するとともに、「コンプライアンス・ガイドブック」のWebでの掲載と、それに基づく研修を実施し、コンプライアンス違反の防止を徹底しています。

リスク管理については、多様なビジネスリスクに総合的かつ体系的に対応するために、「ビジネスリスクマネジメント規程」を定め、当社グループのリスクの予防とその迅速な対応を図っています。

※「事業等のリスク」につきましては、下記URLの有価証券報告書の12ページ以降をご参照ください。
http://www.sharp.co.jp/corporate/ir/library/securities/pdf/124_4q.pdf